



希少野生動植物種保存推進費

平成28年度要求額
187百万円（187百万円）

背景・目的

「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月閣議決定）では、絶滅のおそれのある種の保全を国の重要な施策と位置づけている。また、平成25年の種の保存法の改正時に、環境省レッドリストの絶滅危惧種3,597種に対し、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種が90種に止まるのは極めて不十分であるとの指摘があり、衆参両議院の附帯決議で当面2020年までに「300種指定」を求められた。なお、平成26年4月には「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定している。

事業概要

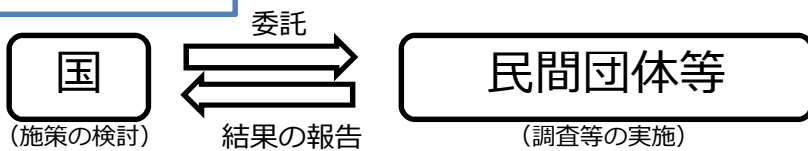
- ① 既存の（陸域）レッドリスト・レッドデータブックの改訂のための調査、検討作業を実施する。また、海洋生物レッドリスト作成のための調査・検討作業を行う。
- ② 新たに国内希少野生動植物種に追加する対象種について、最新の生息・生育状況や、流通状況等の調査を行う。
- ③ 絶滅危惧種の保全方策について技術的検討を行い、ガイドライン等を策定する。

事業目的・概要等

期待される効果

レッドリスト等の改訂、国内希少野生動植物種の追加指定、ガイドライン等の策定により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全の一層の推進が期待される。

事業スキーム



イメージ

① 野生生物の現状把握のための重要な基礎資料を蓄積・更新

- レッドリストの定期的な改訂
- 海洋生物のレッドリストも平成28年度を目途に作成



② 法的に保護を担保する国内希少種の指定の大幅な拡大

- 2020年までに新たに300種の指定を目指す



チヂジマカタマイマイ
(平成27年5月 新規指定種)

③ 科学的知見による保全状況の把握や保全対策技術の検討促進

- 個別の対策が必要な種について、保全対策の技術検討・普及を実施（例：猛禽類等）



チュウヒ

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全の一層の推進